

議員提出議案第 3 号

牛久市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び牛久市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日 提出

牛久市議会議長 諸 橋 太一郎 殿

提出者 藤 田 尚 美

賛成者 遠 藤 憲 子

牛久市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

令和	年	月	日
条例第			号

牛久市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則（令和 年条例第 号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の改正規定（表に係る部分に限る。） 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日

(2) 第53条から第55条までの改正規定 令和7年6月1日

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。）が含まれるときは、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

提 案 理 由

令和 6 年 6 月 7 日に、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）が公布されたことに伴い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）について条項ずれが生じたため、引用条項を改めるものであります。

また、令和 5 年 1 1 月 1 0 日に公布された「刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」により、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることとなった「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の改正規定に対応するためのものであります。

その他の改正部分につきましては、所要の整備に伴うものであります。